

配送業務特記仕様書

配送業務の具体的な実施内容については、青梅市新学校給食センター（仮称）等調理・配膳・配送業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）この特記仕様書、別冊仕様書および別紙 1 から別紙 3（以下「本仕様書等」という。）に定める仕様に従うものとする。

1 一般的事項

- (1) 受注者が行う配送業務および学校給食配送車（以下「配送車」という。）にかかる基本的事項については、本仕様書等および以下に定めるものとする。
- (2) 受注者は、「別紙 1 市内小・中学校一覧表」を参考に、実施する配送業務の時刻、順路、積載するコンテナ等の組合せ等について熟慮し、各小・中学校の学校給食（以下「給食」という。）の喫食時間および青梅市新学校給食センター（仮称。以下「センター」という。）で行う洗浄作業に支障のないよう、効率的な配送業務計画を計画し、発注者と調整後、必ず承認を得た配送業務計画にもとづき配送業務行うこと。ただし、休校等により、配送業務計画どおりの配送業務の履行が適当でない場合で、時刻および順路において発注者から指示がある場合は、これに従うものとする。
- (3) 受注者が配送業務で使用する配送車は、「別紙 1 市内小・中学校一覧表」を参考に、風雨から荷物を保護することができるバン型のトラック（4 t 車以上は不可とする。）とし、配送業務計画にもとづく配送業務の履行に適した車両を調達すること。ただし、センターの配送・回収口（高さ地上 9 0 0 m m）および各小・中学校配膳室のプラットフォーム（高さ地上 0 m m から 1, 0 0 0 m m まで）にて食器および食缶等を収納したコンテナ等のスムーズな積み下ろしが可能なもので、その荷室は清潔な状態に保てるほか、積載したコンテナ等が荷崩れしないようにバンド等で固定できることとし、必ずしもパワーゲートを備えた車両である必要はない。

また、荷室の外側部に「青梅市立学校給食センター」の文字を認識しやすい大きさで表示することとし、表示の形状等については必ず発注者の承諾を得るものとする。

その他、業務委託契約期間中において、故障またはやむを得ない事情により、配送車を使用できない事態が発生した場合は、発注者と協議し、臨機の処置を講ずること。

(4) 前号に定める配送車の台数は、配送業務計画にもとづき調達するものとし、各小・中学校での給食時間および喫食後のコンテナ等の引き渡し時間、センターにて行う洗浄作業に支障がないように履行するために必要な台数とする。ただし、一台ごとの荷室に、コンテナ類をできる限り多く積載し、車両台数に無駄が生じないようにすること。

(5) 受注者は、配送業務に使用した配送車を、発注者があらかじめ指定した場所において洗浄し、衛生管理を徹底し、常に清潔に保管するとともに伝染病等の予防について十分注意すること。

(6) 受注者は、給食の配送業務であることを十分認識し、食べ物の形くずれ、荷くずれによる食器および食缶等の破損がないように運転には十分注意し、悪路の運行には細心の注意を払い配送業務を行うこと。

(7) 配送業務の途中で事故が発生した場合は、直ちに警察等への連絡等臨機の措置を取るとともに、遅滞なく発注者に報告すること。

(8) 車両の駐車、保管場所

センター敷地内の発注者が指定した場所に駐車・保管し、他の用途に使用しないこと。給食配送作業休業期間についても同様とする。

なお、センターに配置できる配送車の台数は、運行台数および予備車両を含め10台配置できるものとする。

(9) 想定車両

本仕様書に記載のコンテナ類を、1回の配送あたり10台程度積載可能な荷室を備えたトラックを想定しており、極力環境に配慮した車両とすることが望ましい。

(10) 配送責任者

ア 全ての配送員が本仕様書等にもとづき配送業務を行うように徹底させること。

イ 配送業務の内容に変更があった場合は、全ての配送員に周知すること。

ウ 運転前後のアルコールチェックの結果等を把握し、その検査結果を発注者に報告するものとする。

エ 配送責任者が不在の場合でも配送業務が円滑に履行できるように、代理として従事する者を予め定めておくこと。

(11) 配送員

ア 関係法令等を遵守し、この仕様書等にもとづく配送業務を適切に行うこと。

イ 必ず運転前後のアルコールチェックの結果、運転免許証の携帯等を記録すること。

(12) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第5条第1項にもとづく届出を行うこと。

(13) 配送車に積載する主な物品について

配送車に積載する物品等については、本仕様書に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 残乳用ポリタンク20L

（幅365mm×奥行230mm×高さ340mm）

各小・中学校から回収する廃棄牛乳を入れる予定であり、1校から数個のタンクが回収される見込みである。

イ 学校配送品等の保存食（検体）

各小・中学校に直接納品された学校配送品の保存食（検体）を、各小・中学校の配膳員より受領し、センターへ送付する。

ウ その他、発注者または受注者の従事者等が用意した各小・中学校の配膳室用の消耗品等のほか指定された物品等。

(14) 受注者は、配送業務に配属された配送員以外をみだりに車両へ便乗させてはならない。

2 配送業務内容

受注者が行う配送業務の内容については、前項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 給食稼働日の業務

ア 受注者は、毎朝、配送業務開始前に必ず車両の点検等を行い、整備良好な状態の車両で配送業務を行うこと。

イ 受注者は、本仕様書の「別紙2 給食稼働予定表」にもとづく配送業務を実施すること。

なお、給食稼働日における主な時間および内容は次のとおりとす

る。ただし、配送業務計画により作業時間等を変更することは可能とする。

(ア) 午前 8 時から午前 9 時 30 分頃まで（食器類の積載）

配送責任者および配送員（以下「配送員等」という。）は、当日使用する食器等の格納された食器用コンテナを調理員等より受領し、配送車に積載する。

(イ) 午前 9 時 30 分頃から午前 11 時頃まで（食器類の配送）

配送員等は、配送業務計画にもとづき各小・中学校へ食器用コンテナを配送する。

(ウ) 午前 10 時 50 分頃から午前 11 時 40 分頃まで（食缶類およびアレルギー対応食の積載）

配送員等は、食缶用コンテナ、アレルギー対応食専用折り畳みコンテナ（以下「折り畳みコンテナ」という。）の収納されたアレルギー対応食専用カゴ台車（以下「カゴ台車」という。）および残乳用ポリタンク等を調理員等より受領し、配送車に積載する。

なお、アレルギー対応食の受渡し方法については、「別冊仕様書 7 アレルギー対応食受渡し方法」に則った受渡しを必ず行うこと。

(エ) 午前 11 時頃から午後 0 時 10 分頃まで（食缶類およびアレルギー対応食の配送）

配送員等は、配送業務計画にもとづき各小・中学校へ食缶用コンテナ、折り畳みコンテナおよび残乳用ポリタンク等を配送する。折り畳みコンテナの収納されたカゴ台車については、折り畳みコンテナ受渡し後、そのままセンターへ送致すること。

なお、各小・中学校への到着時間は、概ね給食開始時間の 30 分前を目安とし、給食開始時間については「別紙 1 市内小・中学校一覧表」を参照すること。

(オ) 午後 1 時頃から午後 3 時頃まで（食器、食缶類およびアレルギー対応食の回収・引渡し）

配送員等は、配送業務計画にもとづき配送車にカゴ台車を積載し、各小・中学校の配膳員から食器用および食缶用コンテナ、折り畳みコンテナ、学校配送品の保存食（検体）および残乳用ポリ

タンク等（以下「コンテナ等」という。）を回収した後、速やかにセンターへ返送し、調理員等へ引き渡すこと。

なお、配送員等は、回収したコンテナ等の引き渡しは午後 3 時前に完了するよう努めること。

また、各小・中学校から回収した学校配送品の保存食（検体）を発注者の指定した場所へ保管すること。

（カ）午後 3 時から午後 4 時 15 分頃まで（配送車の清掃等）

配送員等は、配送車の荷室等を洗浄し、発注者の指定する場所に保管駐車すること。

ウ 発注者の指示により、配膳台等の備品を各小・中学校から回収・送致する。

エ 配送員等は、各小・中学校から依頼のあった送致物（折れたはし、混入物等）については、センターへ送致すること。

オ その他、臨機の対応については発注者の指示に従うこと。

（2）準備日および片付日

給食提供の有無にかかわらず、「別紙 2 給食稼働予定表」にもとづき、次の作業を行うこと。

ア 各小・中学校から牛乳箱等を回収、送致する。

イ ふりかけ、ドレッシング、調味料等を送致する。

ウ 各学期の片付け日には、各小・中学校配膳室から排出された薬剤等の空き容器やその他の廃棄物等をセンターへ送致し、センターの廃棄物庫等へ収納すること。

（3）その他

青梅市立第二小学校の給食提供の際に発生した、廃棄牛乳およびペットボトル等の回収を行い、センターへ送致し、調理員へ引き渡すこと。

3 その他

本仕様書等に明示されていない事項または疑義が生じたときは、発注者受注者双方協議の上、解決するものとする。

以 上